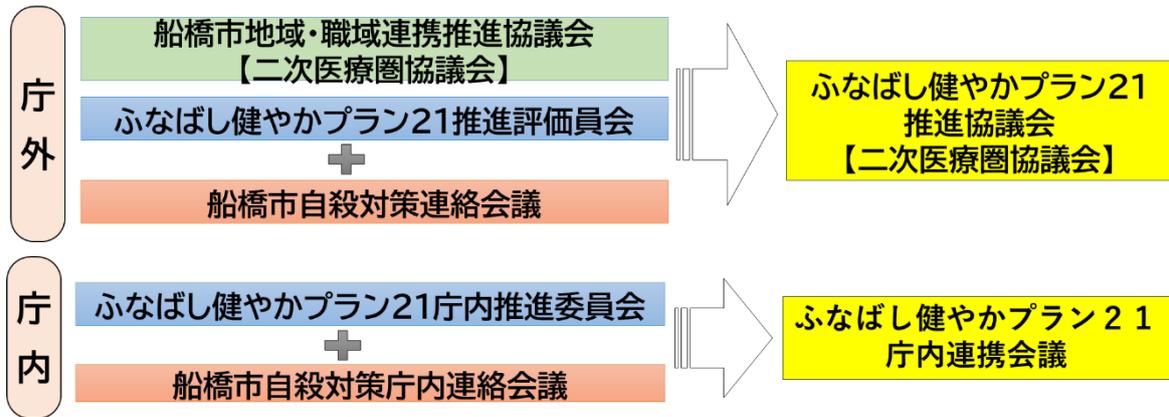


「ふなばし健やかプラン 21」の推進体制について

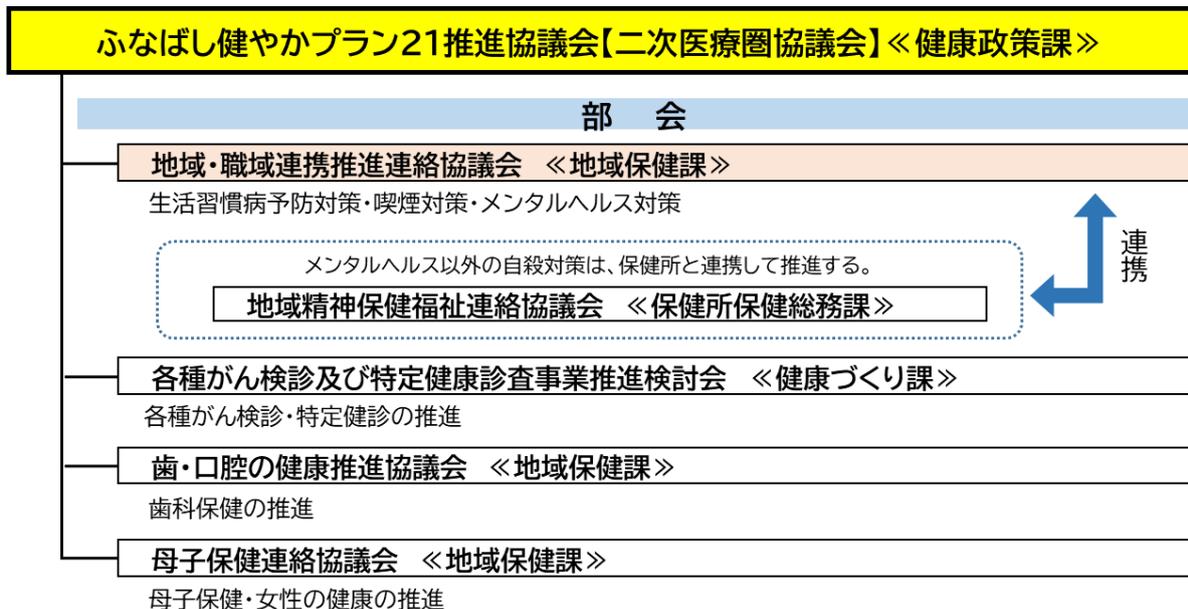
1. 経緯

本市の健康増進計画「ふなばし健やかプラン 21（第2次）」及び自殺対策計画については、総合的かつ効果的に健康増進と自殺対策に取り組むため、自殺対策計画の終期を1年間延長し、一体的に最終評価及び次期計画を策定すること、並びに両計画の策定・推進・評価を担う会議と船橋市地域・職域連携推進協議会【二次医療圏協議会】を統合することが、市長及び議会へ報告の上、昨秋に決定しております。



2. 推進体制について

「ふなばし健やかプラン 21 推進協議会」を地域・職域連携推進協議会（二次医療圏協議会）に位置づけ、健康部各課の健康づくりを推進している既存の会議体をその部会とし、計画の推進を部で一体的に行う体制を整備します。



3. ふなばし健やかプラン21推進協議会の委員構成

「ふなばし健やかプラン21推進協議会」の委員については、健康増進計画、自殺対策計画及び健康日本21（第三次）の理念並びに本市の実情を踏まえた協議を可能とし、地域・職域連携推進協議会の二次医療圏協議会としての機能を充実させ、各部会との効果的な連携及びPDCAサイクルが機能する体制を築くため、庁内作業部会を設置して関係課と協議の上、学識経験者、地域保健、医療、職域保健、学校保健、福祉の関係団体から委員を選定します。

4. 新推進体制による効果

- ① 「ふなばし健やかプラン21推進協議会」において、市の健康や自殺対策の課題の明確化、政策立案、並びに計画、政策及び部会の実施事業の評価を行い、また「部会」において、当該協議会で示された課題に基づき、KDBデータ（健診結果等）や健康スケール等のビックデータを活用した事業実施計画の策定、事業実施及び結果評価を行うことで、エビデンスに基づく方策（EBPM）を推進する体制を構築し、行政の効率化を図ります。
- ② 健康増進、自殺対策及び地域職域の関係団体との連携体制を構築し、地域や職域において、市民や関係団体と共に目標指標の達成状況を確認しながら、今まで以上に計画を推進します。
- ③ 会議体の統合により、会議開催数及び委員人数が減るため、関係団体及び委員の事務的な負担を軽減することができます。
- ④ 「ふなばし健やかプラン21推進協議会」及び、その部会に位置付けられた会議体の開催経費や連携事業（健康ポイント事業など）については、国庫補助（交付率1/2）の対象となります。